

日税グループは、税理士先生の情報収集をお手伝いします

日税ジャーナル

第45号



NICHIZEI journal

中小企業や税理士事務所も実践 SDGs達成に挑む!

2015年の国連サミットで「持続可能な開発目標」(SDGs)が採択されて以来、日本でも政府や大企業などを中心にSDGs達成に向けた取り組みが加速している。最近では中小企業でもSDGsに取り組むところが出てきており、その動きは税理士界にも広がりつつある。

持続可能な開発目標 (SDGs: Sustainable Development Goals) とは、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられたもので、2030年までに持続可能でより良い社会を目指す世界共通の目標のこと。17のゴール(目標)と169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを原則としている。

日本でも政府や各省庁、自治体、大企業などを中心に積極的にSDGsに取り組んでいるが、こうした活動により、日本国内におけるSDGsの認知度も急速に高まってきた。

2021年版中小企業白書によると、全国の20～69歳の男女約1万人を対象にSDGsの認知度を調べたところ、2018年の時点では「詳しく知っている」はわずか3.9%、「聞いたことはある」という回答者も11.8%に過ぎなかった。だが、2020年の調査では「詳しく知っている」が14.0%、「聞いたことはある」は25.8%まで上昇した。

SDGsに対する国民の関心が高まる中、中小企業の間でもSDGsを意識したビジネスを展開する動きが出てきた。特に、SDGsはビジ

ネスとの親和性が高いと言われており、環境省がまとめたSDGsの活用ガイドには、SDGsの取り組みを通じて企業が期待できることとして、①企業イメージの向上、②社会の課題への対応、③生存戦略になる、④新たな事業機会—という4つのポイントを挙げている。

独立行政法人中小企業基盤整備機構が今年3月にまとめた「中小企業のSDGs推進に関する実態調査」によると、SDGsを経営に取り入れた目的や意義(複数回答)として最も多いのは「企業の社会的責任」の50.4%。次いで、「企業イメージの向上」29.7%、「従業員のモチベーションの向上」27.6%、「新たな製品・サービスの開発」26.3%となっている。

SDGsの17のゴールのうち、自社で貢献しようとする目標(複数回答)としては、「つくる責任つかう責任」が41.9%と最も多く、「働きがいも経済成長も」40.1%、「すべての人に健康と福祉を」37.2%などが高い割合を占めた。

確かに、SDGsの取り組みが社外に伝われば、消費者からの信頼獲得や自社の商品・サービスが選ばれる要因になることが考えられる。

先ほどの中小企業白書によると、消費者が企業のSDGsに対する取り組みを知った後の行動を見ると、「その企業や、商品・サービスのウェブサイトを開覧するようになった」、「その企業の商品やサービスを購入または利用した」という回答者が多く、白書では「SDGsへの取り組みは事業に好影響を与える可能性がある」と分析している。

こうしたSDGsへの取り組みは、税理士界でも広がりつつある。全国女性税理士連盟は、創立当初から税制や民法などを通して女性の地位の向上、男女の平等促進に向けて様々な活動を行ってきたが、SDGsの17のゴールのひとつ「ジェンダー平等を実現しよう」という目標に深く共鳴し、それを重要開発目標として掲げ、「これからも全国女性税理士連盟の活動を通じて目標達成に貢献します」という「全国女性税理士連盟SDGs宣言」を2020年5月に行った。

また、税理士事務所や税理士法人の中にもSDGsの取り組みを開始するところが増えており、関与先企業のSDGsの取り組みをサポートする動きも出てきた。

(5面に続く)

全国税理士共栄会の『VIP大型総合保障制度』 様々なプランで、万一のときの安心を

全国税理士共栄会(秋場良司会長)の『VIP大型総合保障制度』は、中小企業や個人事業主が抱える問題を様々なプランで解決し、税理士先生とその家族および従業員、さらに関与先企業の経営者と家族および従業員の「暮らしと事業」の発展を応援しています。

プランのひとつ「経営者大型保険(集団扱定期保険)」は、掛捨ての割安な保険料で、入院や手術を含む総合的な保障をする保険です。経営者に万一のことがあったとき、大型の保障で企業を守ります。

次に、「経営者保険総合プラン」では、働きがりの経営者等の生涯保障や役員・幹部社員の退職金準備等に活用できるよう、終身保険、養老保険など多彩な商品が用意されています。

このほか、ガンなどの生活習慣病保障に重

点をおいた保険や高度先進医療保険、介護保険など様々なニーズに応える医療保険全般が揃った「経営者スーパープラン」、突然の病気やケガで就業できなくなったとき、その就業不能期間の収入を補償する「団体所得補償保険」、長期にわたる就業不能時の収入を補償する「団体長期障害所得補償保険」、入院1日目から補償、日帰り入院も補償する「新・団体医療保険」などにより中小企業や個人事業主の方々を総合的にバックアップしています。

関与先を守りながら
事務所の収入源も増加

円滑な事業承継や相続税対策の実現をはじめ、退職金の準備や従業員の福祉制度の充実

化など、関与先の様々な問題を「保険」で解決すると共に、税理士事務所の新しい収入源を確保できる制度があります。それは、全国税理士共栄会が推進している「税理士VIP代理店制度」です。

税理士VIP代理店の主な仕事は、全国税理士共栄会の事業の二本柱である『VIP大型総合保障制度』と『全税共年金』の普及および契約の保全、生命保険設計書の作成および提案、加入申込書類の記入と手続などを行います。関与先に役立つ豊富な保険知識が習得できるほか、代理店業務は保険会社がアシストしますので安心です。これまで多くの税理士先生が代理店に登録し、関与先関係者のニーズを満たすと共に、事務所の収入源の増加に繋がっています。

3年分所得税等の確定申告

442万人が自宅からe-Tax
暦年課税の申告納税額が大幅増

国税庁はこのほど、「令和3年分所得税等、消費税及び贈与税の確定申告状況等について」を公表した（新型コロナウイルス感染症の影響で申告等が困難な人を対象に、簡易な方法により申告・納付期限を延長できるようにしたことに伴い、令和4年4月末までに提出された申告書の情報となっている）。

それによると、令和3年分の所得税等の確定申告書を提出した人は2285万5千人（前年比1.6%増）。このうち申告納税額がある人は656万8千人（同0.1%減）で、その所得金額は46兆2398億円（同8.7%増）、申告納税額は3兆7915億円（同19.8%増）と

なっており、令和2年分と比較して所得金額と申告納税額がともに増加した。

確定申告書を提出した人のうち、土地等の譲渡所得（総合譲渡を含む）の申告者は55万6千人（同10.2%増）だった。そのうち所得金額がある人は36万6千人（同9.5%増）、その所得金額は4兆8515億円（同15.1%増）となり、前年分からいずれも増加した。

一方、株式等の譲渡所得の申告者は111万9千人（同0.6%減）。そのうち所得金額がある人は62万1千人（同30.0%増）、所得金額は4兆5639億円（同30.2%増）となり、所得金額がある人と

所得金額が大きく増加した。

個人事業者の消費税の申告件数は113万5千件（同1.0%増）で、平成24年分からほぼ横ばいで推移している。申告納税額は6315億円（同1.3%増）だった。

贈与税の申告書の提出者は53万2千人（同9.5%増）で、申告納税額がある人は38万9千人（同9.7%増）、申告納税額は3327億円（同20.0%増）だった。贈与税の課税方法として、暦年課税を適用した人は48万8千人（同9.4%増）、申告納税額は2840億円（同30.5%増）と大幅に増加。相続時精算課税を適用した人は4万4千人（同10.8%増）、申告納税額は487億円（同

令和3年度 再調査の請求1119件
直接審査請求は1789件、全体の72.8%

国税庁はさきごろ、令和3年度における再調査の請求ならびに訴訟の概要を公表した。

平成28年4月1日から不服申立制度が改正され、「異議申立て」が「再調査の請求」に改められたが、令和3年度における「再調査の請求」の発生件数は1119件で、前年度より11.9%増加した。

再調査の請求の発生状況を税目別にみると、消費税等が最も多く427件。次いで、申告所得税等が361件、法人税等が199件、相続税・贈与税が57件、源泉所得税等が20件だった（再調査の請求の発生件数は、税目・年分ごとにカウントしており、例えば、申告所得税および復興特別所得

税について2年分の再調査の請求がされた場合は4件となる）。

再調査の処理の件数は、前年度より199件増加の1198件。そのうち、納税者の主張が何らかの形で受け入れられた件数は83件で、一部認容は80件、全部認容が3件。認容割合は6.9%となっている。

一方、国税不服審判所が公表した同年度における審査請求の概要によると、審査請求の発生件数は2458件で、前年度より9.9%増加した。審査請求は、再調査の請求を経ずに直接行うことができるが、同年度において再調査の請求を経ずに「直接審査請求」を行ったのは1789件

で、令和3年度の審査請求の発生件数に占める割合は72.8%だった。

審査請求の処理件数は、前年度から46件減少の2282件。このうち取下げは321件、却下は98件、棄却は1556件。納税者の主張が一部でも認められた件数は297件で、一部認容は137件、全部認容は160件。その割合は13.0%（一部認容6.0%、全部認容7.0%）で、前年度と比べ3.0ポイントの増加となった。

なお、国税不服審判所では、審査請求を原則1年以内に裁決するようにしており、審査請求の1年以内の処理件数割合は92.6%だった。

18.2%減）となっている。

なお、自宅等からe-Taxで申告書を提出した人（本人による自宅からの送信のほか、税理士による代理送信を含む）は、所得税等で923万人（同16.8%増）となっており、このうち国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーなどを利用して自宅から納税者自身がe-Taxで所得税等の申告書を提出した人は、前年分の約1.4倍となる442万4千人で、約122万人増加。税務署の確定申告会場で所得税等の申告書を作成・提出した人数を始めて上回った。

自宅からスマートフォンを使ってe-Taxで申告した人は約153万人で、前年分から1.5倍、約51万人の増加となった。

運用3年目となった税務相談チャットボット「ふたば」の質問件数は590万件となり、前年分から約1.4倍増加している。

第48回
日税連公開研究討論会
10月7日に東京で開催

日本税理士会連合会および東京税理士会は10月7日（金）、第48回日税連公開研究討論会を都内の京王プラザホテルで開催し、併せてライブ配信を実施する。

テーマは、第1部が「税制の歪みを糺（ただ）す」、第2部が「人生100年時代における資産形成と税制のあり方」。

会場参加費は5000円、ライブ配信は無料。ライブ配信は所属税理士会で事前の申込みが必要となる。ライブ配信の視聴方法などは、東京税理士会ホームページの第48回日税連公開研究討論会特設ページ（近日公開予定）で確認できる。

日税ジャーナル



今号の推薦図書はこちら！

株式が分散すればするほど、少数株主が増えれば増えるほど、潜在的な紛争リスクが高まります

株主管理・少数株主対策ハンドブック



加藤真朗 編著
太井徹・吉田真也・佐野千誓・金子真大・坂本龍亮・浅井佑太 著

「これ、わが社（顧問先）と同じ！」と思いついた多数の事例、記載例や図表を多用し、丁寧にわかりやすく解説。

M&A入門者からベテラン実務家まで大好評！実務を凝縮した必携書
弁護士・公認会計士の視点と実務



中小企業のM&A

スキーム・バリエーション・デューデリジェンス・契約・クロージング
加藤真朗 編著
弁護士・公認会計士・税理士の各種専門家が、スキーム選択からクロージングまで豊富な図を用いて網羅的に解説。

租税弁護士が「法務と税務」混ぜ合わせの留意点を解説
事例解説 租税弁護士が教える
事業承継の法務と税務



佐藤修二 監修 木村浩之・木村道哉 著
基礎的・典型的な「親族内承継」「親族外承継」をはじめ、応用的な「社団法人・財団法人の活用」「信託の活用」「国際承継」等について、具体的事例を取り上げ、法務・税務双方の観点から解説。

渉外不動産取引に携わる全ての実務家へ向けた実践書



法律と税金
購入・賃貸借・売却・相続・登記・所得税・法人税・相続税・租税条約

山北英仁・清水和友 著

外国人・外国会社による日本の不動産の購入・賃貸借・売却から保有不動産所有者の相続発生に伴う諸手続を解説。

株主総会準備に必携。手軽に参照できる、実務の指針！

Q&A 社外取締役・社外監査役ハンドブック



岩田合同法律事務所 編 田子真也 編著
遭遇し得る場面を具体的・網羅的に設定した全146問を収録。岩田合同法律事務所の弁護士23名が実務的・具体的に回答。

法律家・金融関係者のための専門情報誌

信託フォーラム Vol.17



新井誠 編集代表
特集1 信託法制定100年を迎えて／特集2 事業承継と信託をめぐる新たな展開／特集3 信託終了をめぐる実務



日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3-16-6 www.kajo.co.jp
TEL:03 (3953) 5642 FAX:03 (3953) 2061 (営業部)

日本税協連のオンライン書籍販売から、組合員特別価格でご購入できます！

日本税協連 で検索！
http://www.nichizei.or.jp

低未利用土地等譲渡の100万円特別控除 開始半年で2501件に適用



令和2年度税制改正により創設され、同年7月に適用がスタートした低未利用土地等を譲渡した場合の100万円特別控除（租税特別措置法35条の3、以下：100万円控除特例）。その制度創設の初年（令和2年）の適用状況が、国税庁の内部資料で分かった。

それによると、令和2年7月から同年12月までの適用件数は2501件だった。各国税局の適用件数は表のとおり（申告者住所地ベース）。

100万円控除特例は、個人が所定の低未利用土地等を譲渡し、譲渡後の当該低未利用土地等の利用について、市区町村長の確認がされたものの譲渡であって、その対価の額の合計が500万円以内である場合、譲渡所得の計算上100万円を控除する制度。

譲渡対価500万円以内の判定は、土地が共有であれば所有者ごとに判定する（措置法通達35の3-2）。たとえば、兄弟2人が持分2分の1ずつ共有の土地を900万円で譲渡した場合、兄弟でそれぞれ500万円の適用枠があるため、一人当たりの譲渡所得は450万円となり、100万円控

除特例の要件をクリアすることになる。

100万円控除特例を適用する際に必要となる土地の所在地の市区町村が発行する確認書の交付実績（国土交通省令和3年7月公表）を見ると、令和2年7月から同年12月までの全国の確認書交付実績は2060件。この中の約2割は共有だったとされており、国税庁のデータは国土交通省のデータをほぼ裏付ける。

都道府県1団体当たりの確認書交付実績の平均は約44件で、東京国税局管内の東京、神奈川、千葉、山梨の確認書交付実績を見ると、その数は約100件に過ぎない。東京国税局管内における100万円控除特例の適用件数501件のほうがはるかに上回っており、譲渡したのは申告者の地元の物件ではなく、ほかの道府県の土地を譲渡している状況がうかがえる。

なお、低未利用土地等とは、居住の用、業務の用その他の用途に供されておらず、またはその利用の程度がその周辺の地域における同一の用途もしくはこれに類する用途に供されている土地の利用の程度に比し著しく

劣っていると認められる土地や、その低未利用土地の上に存する権利のことをいう。

国土交通省が確認書を交付するにあたって出した文書「低未利用土地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例措置の適用に当たっての要件の確認について」によると、「低未利用土地とは、具体的には、空き地（一定の設備投資を行わずに利用がされている土地を含む。）及び空き家・空き店舗等の存する土地とする。ただし、コインパーキングについては、一定の設備投資を行い、業務の用に供しているものではあるが、譲渡後に建物等を建ててより高度な利用をする意向が確認された場合は、従前の土地の利用の程度がその周辺の地域における同一の用途又はこれに類する用途に供されている土地の利用の程度に比し著しく劣っており低未利用土地に該当すると考えて差し支えない」とされている。低未利用土地等に該当するかどうかは、これで判断するのがよさそうだ。

（表）	各国税局の適用件数		
東京	501	札幌	139
大阪	392	福岡	131
名古屋	379	熊本	125
関東信越	377	高松	64
広島	126	金沢	80
仙台	178	沖縄	9

消費税の事故が半数占める「自己診断チェックリスト」でミス防止

（株）日税連保険サービスが公表した「税理士職業賠償責任保険事故事例」（2020年7月1日～2021年6月30日）を見ると、消費税の事故が半数を占めており、その中でも多いのが届出書の提出を失念するケースだ。例えば、A税理士は平成28年2月に依頼者の関与を開始。担当職員は同月、平成29年3月期の設備投資（車両取得）の報告を受けたが、簡易課税は選択していないと誤認。消費税簡易課税制度選択不適用届出書を提出しなかったことで過大納付消費税額が発生した。この事故では約1270万円が保険金として支払われた。

所得税では、依頼者は母の相続により平成23年3月に不動産賃貸業を継承。B税理士は、同年分から平成30年分まで減価償却費を過少計上して所得税確定申告書を提出していた。B税理士は、令和元年分所得税確定申告業務の際、減価償却資産の未償却残高が異常に多いことから相続承継時の申告書を確認。相続人としての取得価額の計上誤りを発見し、過誤が発覚した。平成26年分から平成30年分は更正の請求が容認され、平成23年分から平成25年分までの損害賠償請求に対して約570万円の保険金

が支払われた。

相続税の事故で多いのが、小規模宅地等の特例適用のミスだ。平成30年5月、相続人である依頼者の弁護士よりC税理士に相続税申告業務の依頼があり、C税理士は同年8月に申告資料を預かり、10月に電子申告で相続税申告書を提出した。令和元年5月、依頼者の弁護士より小規模宅地等の課税価格の特例適用がされていないことについての問合せをメールで受け、C税理士が申告内容を検証したところ過誤が発覚。C税理士は、税務署に相続税の更正の請求書を提出し、さらに嘆願書も提出したが認められず、依頼人から損害賠償請求を受け、約1470万円が保険金として支払われた。

贈与税では、D税理士が、依頼者から父親の不動産を自分名義にしたいという相談を受け、相続時精算課税制度による贈与の提案を行った。しかし、贈与者は贈与年の1月1日において60歳以上である必要があり、依頼者の父親は贈与時には60歳だったが、その年の1月1日時点では59歳だったことから、相続時精算課税の適用を受けることができず、D税理士は損害賠償請求を受けた。この事故では、約45万円が

保険金として支払われている。

こうしたミスを防止するため、ぜひ活用したいのが「自己診断チェックリスト」だ。これは、公益財団法人日本税務研究センターの監修によるもので、ミスが生じやすい処理について担当者と確認者でダブルチェックするように作られている。「法人税申告」、「消費税申

告」、「消費税選択（法人用）」、「相続税申告」、「譲渡所得税（土地等・建物の譲渡）申告」の5つのチェックリストがあり、事務所内のケアレスミス防止に役立つツールとなっている。

「自己診断チェックリスト」や過去の保険事故事例は（株）日税連保険サービスのホームページに掲載されている。

令和3年度査察の概要

告発率72.8%と高水準

国税庁はこのほど、令和3年度における「査察の概要」を公表した。それによると、査察の処理件数は103件で、そのうち75件を告発。脱税額の総額は約102億円、告発した査察事案に係る脱税総額は約61億円だった。1件当たりの脱税額は総額分で9900万円、告発分は8100万円。告発率は72.8%と昨年度に引続き高水準となった。

令和3年度の重点事案と位置付けた消費税事案の告発件数は21件。そのうち、国庫金の詐取ともいえる悪質性の高い

「消費税不正受還付事案」については9件を告発。不正受還付額は4億3400万円だった。そのほかの重点事案として「無申告ほ脱事案」は16件を告発。「国際事案」では17件を告発した。

令和3年度中に一審判決が言い渡された件数は117件で、そのすべてが有罪判決となっており、そのうち5人に実刑判決が出されている。実刑判決のうち最も重いものは、査察事件単独に係るものが懲役2年、ほかの犯罪と併合されたものが懲役9年だった。

熊王税理士の
ワンポイント講座

消費税の落とし穴はココだ!!

インボイス登録した後で
免税事業者に戻る手続き

Q 私は機械部品の製造業を営む消費税の免税事業者です。取引先からインボイスの登録を要請されているのですが、まだ決断ができずに悩んでいます。令和5年10月1日から登録した場合において、取引先との価格交渉がまとまらず、令和6年から再び免税事業者になりたい場合には、どのような手続きが必要でしょうか。

令和5年中は免税事業者のままでいて、令和6年から登録した場合の取扱いについてもご教示下さい。

A (1) 令和5年10月1日から登録する場合

免税事業者は、令和5年3月31日までに登録申請書を提出することにより、「課税事業者選択届出書」を提出せずとも令和5年10月1日から適格請求書発行事業者となることができます（平成28年改正法附則44④）。この場合において、適格請求書発行事業者として登録した個人事業者は、令和5年12月1日までに「登録取消届出書」を提出することにより、令和6年1月1日から免税事業者に戻ることができます（消法57の2⑩一）。

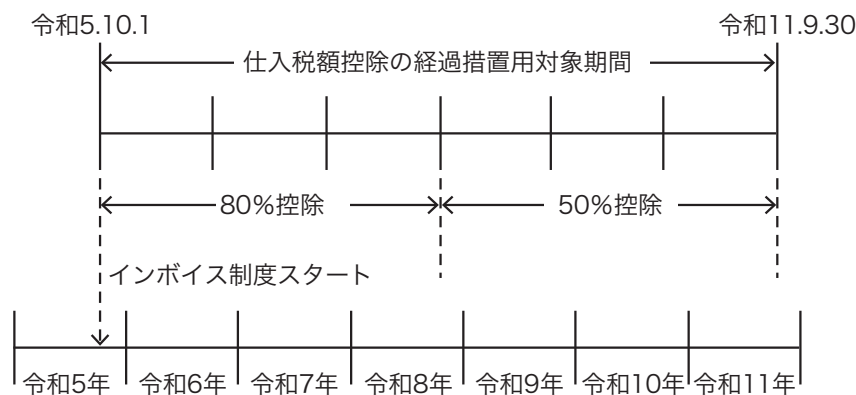
(2) 令和6年1月1日から登録する場合

令和4年度改正では、免税事業者が登録の必要性を見極めながら柔軟なタイミングで適格請求書発行事業者となれるようにするため、令和5年10月1日の属する課税期間だけでなく、令和5年10月1日から令和11年9月30日の属する課税期間においても、「課税事業者選択届出書」を提出することなく、登録申請書を提出することにより適格請求書発行事業者となることを認めることとしました（新平成28年改正法附則44④）。

<具体例>

個人事業者は、登録申請書を提出することにより、令和5年から令和11年分までの任意の年（課税期間）について適格請求書発行事業者になることができます。また、令和6年10月1日といったように、年の中途からの登録も認められます。

なお、令和5年10月2日以後に開始する課税期間から登録した免税事業者は、登録日から2年を経過する日の属する課税期間までは課税



くまおう まさひで
熊王 征秀
税理士

昭和59年学校法人大原学園に税理士科物品税法の講師として入社し、在職中に酒税法、消費税法の講座を創設。平成4年同校を退職し、会計事務所勤務。平成6年税理士登録。平成9年独立開業。東京税理士会会員相談室委員、日本税務会計学会委員、大原大学院大学教授ほか。消費税関連の書籍も多数執筆。

事業者としての申告が義務付けられています（新平成28年改正法附則44⑤）。よって、個人事業者が令和6年から登録した場合には、令和7年中も課税事業者として申告義務があることにご注意ください。

税務スクランブル ～審判所の視点～

贈与と同様の利益移転か？
夫名義の預金口座から妻名義の証券口座に入金

請求人は平成27年3月9日、証券会社に請求人名義の口座を開設した。同年3月11日、請求人は銀行の夫名義の普通預金口座から出金した金員を証券会社の請求人名義の口座に入金し、いったんファンドを購入した後に換金し、複数社の株式の購入に充てた。

請求人は同年3月19日、5月21日にも夫名義口座から出金した金員を請求人名義の口座に入金し、投資信託などの購入に充てた。平成28年3月15日、上場株式等の配当等に係る配当所得の源泉徴収税額の還付を求めて、平成27年分の確定申告をした。

平成29年2月に夫が死亡し、請求人はほかの相続人らと共同して、法定申告期限内に相続税の申告をした。この申告において、本件各入金を原資とする財産は、課税価格に算入されていなかった。原処分庁の調査担当職員は令和元年11月5日、請求人の自宅に臨場して、本件相続に係る相

続税等の実地調査を行った。

請求人は令和2年4月15日、本件各入金を原資とする有価証券等の価額等が申告漏れであったとして、相続税の修正申告をした。原処分庁は令和2年6月30日付で、請求人に対し、本件各入金について対価を支払わないで利益を受けたものと認められるとして、平成27年分の贈与税の決定処分および無申告加算税の賦課決定処分をしたことで争いとなった。

争点は、本件各入金は、相続税法第9条に規定する対価を支払わないで利益を受けた場合に該当するか否か。

**夫の財産は妻名義の口座で
そのまま管理されていた**

請求人は、「請求人名義の証券口座や投資信託口座では、請求人が取引に係る書類の記入や実際の手続を行っていたが、その管理・運用は、夫の指示または包括的同意もしくはその意向を付度したものである。したがって、請

求人が請求人名義口座および請求人名義投資信託口座の管理・運用をしていたとしても、贈与契約が成立していない以上、本件各入金を原資とした財産がいずれも夫から請求人に移転したということとはできない」と主張。

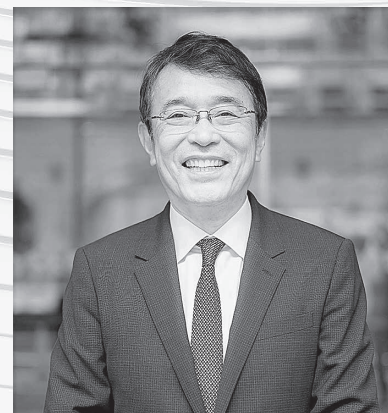
一方、原処分庁は、「本件各入金がされた後、請求人名義投信信託口座にあっては、銀行の担当者が、請求人に投資信託に関する説明を行い、その後も請求人に対して説明やフォローを行っていたこと。請求人名義の証券口座にあっては、請求人が有価証券の購入や運用について、証券会社にすべて指示や注文を行っていたことなどから、請求人は夫の意向に拘束されることなく自身の判断に基づいて有価証券の取引を行っており、その原資である本件各入金について請求人の資金であるという認識を持っていた」とした。

これに対して審判所は、「請求人は、本件入金の前後を通じて夫の財産の管理を主体的に行っており、その管理に係る全部の財

産について請求人に帰属していたものと認めることはできないから、本件口座において請求人自身の判断で取引を行った事実をもって利益を受けたと認めることはできない」、「分配金の入金があっても、請求人が私的に費消した事実が認められない本件においては、これを管理・運用していたとの評価の範囲を超えるものとはいえず、確定申告をしたことは、申告をすれば税金が還付されるとの銀行員の教示に従い深く考えずに行ったものとの請求人の主張が不自然とまではいえず、殊更重要視すべきものとは認められない」などの事情を考慮し、「本件入金によっても、夫の財産は本件口座においてそのまま管理されていたものと評価するのが相当」として、「相続税法第9条に規定する対価を支払わないで利益を受けた場合に該当しない」と判断、請求人への処分を全部取り消す裁決を下した。



生産性を向上させることが SDGsへの 貢献に繋がる



アイネックス税理士法人(京都・京都市)
代表社員 **川端 雅彦** 税理士

「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals、略称：SDGs)に取り組む企業が増えているが、その動きは税理士業界でも見られるようになってきた。アイネックス税理士法人(本社=京都・京都市)もそのひとつ。SDGsを日々の事務所経営にどのように落とし込んでいるのか、代表社員の川端雅彦税理士に話を聞いた。

——税理士法人としてSDGsに取り組もうと思ったきっかけからお聞きます。

SDGsに掲げられた達成すべき目標である「17のゴール」の中に、私自身が持っていた問題意識と共通するものが複数ありました。例えば、「質の高い教育をみんなに」、「ジェンダー平等を実現しよう」、「働きがいも経済成長も」などの目標は、企業経営をしていくうえで避けては通れない重要なテーマであり、それは事務所経営においても同様です。アイネックス税理士法人では、職員一人ひとりのSDGsに対する意識を高め、行動に移せる人材を育成するために様々な取り組みを実施しています。

——SDGsというと、脱炭素化などをイメージしてしまいます。

確かに、そういう方も多いと思います。SDGsで掲げられている目標は世界レベルの大きなもので、自分には関係ないと思われる方もいるかもしれませんが、中小企業や税理士事務所が抱える課題、例えば社員の働き方や働きがい、生産性の向上、待遇の向上といった課題解決に向けて行動することは、実はSDGsの目標として掲げている取り組みとも深く関わっているのです。

——具体的な取り組みについて教えてください。

まず、「質の高い教育をみんなに」という目標です。お客様に対して税務や財務の改善を指導するためには、税制に関する知識を常にアップデートするのはもちろん、税務や会計のほかにも様々なスキルを身につける必要があります。そこで、職員には年間60時間の研修を推進し、それらの研修費はすべて税理士法人が負担しています。私どもは人事評価を年3回実施していますが、研修によって習得したスキルを評価する項目も設けていま

す。ただ、この人事評価は、職員を評価すること自体が目的ではなく、職員の成長のスピードを加速させることを目的としています。

——確かにSDGsの目標と関連していますね。

「ジェンダー平等を実現しよう」や「働きがいも経済成長も」という目標も、私どもが取り組める重要な課題と位置付けています。特に、育児や介護をされている方は時間的な制約があるため、定時までの勤務や残業が難しく、高い能力があっても正社員として働くことを諦めている方がいます。そこで、アソシエイト職という正社員の時短勤務制度を採用したところ、優秀な方がたくさん仲間に加わってくれました。子育てや介護にはお金もかかりますので、フルタイムで働いている正社員と比べて待遇面でもそれほど遜色がないような制度にしています。保育園や介護施設などから急な呼び出しがあった時は、遠慮なく帰っていただける環境を整えています。

——ジェンダー平等とともに働きがいも向上するような制度ですね。

職場や仕事に働きがいを感じている人と、働きがいを持ち得ない人の生産性は2倍くらい違うと言われています。働きがいを感じないフルタイムの正社員をたくさん抱えるより、働きがいを持って仕事をしてくれる時短勤務の社員を集めたほうが、生産性が高まるのは間違いありません。実際、アソシエイト職を新設したことで、税理士法人の女性比率は50%を超えています。もちろん、私どもの生産性もかなり向上しています。そのほか働き方改革として在宅勤務も導入しています。週2日は出社で、残りは在宅と出社のどちらかを選べるようにしています。

——在宅勤務を選択している職員の割合はどれくらいですか。

ほぼ100%の職員が、週2～3日の在宅勤務を選んでいきます。職員向けにアンケートを実施しましたが、こうしたリモート勤務形態の満足度は非常に高く、心身の健康に効果的な働き方になっています。在宅勤務で使用するノートパソコンなどはすべて支給するほか、通信費などもこちらで負担しています。現在、業務効率や生産性を向上させるため、業務の80%を電子化していくことを目標としていますが、DX化によってペーパーレスを可能にすれば、森林伐採などによるCO₂削減に寄与することになり、また、在宅勤務を取り入れることで、エネルギーをたくさん消費する車や飛行機による移動を抑えることにもなるわけです。

——関与先とZOOMなどでやり取りする機会も増えましたか。

増えましたね。私どもの職場はIT化にかなり前向きに取り組んでいますが、それでも新型コロナの影響がなかったら、ZOOMで打合せをすることにお客様から理解を得るのは難しかったと思います。私どもは大阪にも事務所がありますが、京都と大阪の職員たちをZOOMで繋いでディスカッションしたり、お客様に対してもZOOMを活用して各営業所の一斉研修を行うなど高いレベルのご支援ができるようになりました。

——SDGsの取り組みは独自に行っているのでしょうか。

SDGs経営の実践をサポートしている(一社)日本ノハム協会とパートナーシップを結び、税理士法人としての目標を掲げ、取り組みを進めています。この協会の神田尚子代表理事とは、稲盛和夫さんの「盛和塾」での塾生同士という関係もあって、メンバーシップ企業として加盟させていただきました。ただ、外部のサポートが

あっても、一番大事なのはSDGsの意識を自分たちで高めていくことです。朝礼の時に「私が取り組んでいるSDGs」といった事例を職員に発表してもらい、全員で意識の向上に努めています。

——SDGsへの取り組みを対外的にアピールしていますか。

名刺にSDGsのロゴを印刷して、配布する際に自分たちの取り組みをアピールするほか、税理士法人のホームページ内にある採用コーナーでも周知をしています。特に、今後の社会を担っていく「Z世代」が就職先を決めるポイントとして企業の「社会貢献度」を重視する傾向にあると言われていいますので、SDGsへの取り組みは人材採用という点でも大きな効果を発揮すると思います。

——関与先の反応はいかがでしょうか。

お客様に名刺を渡すと「自分のところでもSDGsに取り組もうと思っていた」とか、「私のところでも取り組んでいる」などとおっしゃる方の割合が増えてきましたね。SDGsに関心のあるお客様には(一社)日本ノハム協会をご紹介したり、社内のDX化や人材育成にお悩みの場合は、私どもと一緒にサポートしています。

——今後の展望をお聞かせください。

SDGsの実現に少しでも貢献できるように日々精進するとともに、SDGs経営に向けたリーダーシップを発揮する社員の育成、さらに未来に繋がる人材が集まる組織作りを目指していきます。また、SDGsの普及・促進にも力を入れていきます。特に、電子帳簿保存法や電子インボイスは、税理士事務所がペーパーレス化に取り組むチャンスといえますので、それをきっかけにSDGsを意識する事務所が少しでも増えてくれれば嬉しいです。

株式会社 日税サービス おかげさまで創立50周年

「One日税」を合言葉に次なる100周年へ

(株)日税サービスはこのたび創立50周年を迎えることができました。

当社は創立以来、「税理士とその関与先のために」を経営理念とし、半世紀にわたり保険を中心とした商品とサービスの提供により最高レベルの「信頼と安心」をお届けするよう努めてまいりました。

これからの50年は、全税共制度商品をベースに
【家庭の安心】や**【企業の安心】**をお届けするとともに、
 単なる保険代理店ではなく税理士先生や関与先様のお悩みやご要望を細かく汲み取りながら
 最適なソリューションをご提案できる会社へと
 成長してまいります。

今後さらなる努力を重ねながら、日税グループ各社と手を携えて
【One日税】を合言葉に、次なる100周年に向けて歩みを続けてまいります。



これからも保険を中心とした商品とサービスの提供により
「最高レベルの「信頼と安心」をお届けします。」
 全国ネットワークと地域密着の強みを活かし、お客様のニーズにきめ細かくお応えします!

(株)日税サービス西日本 (株)日税サービス中国 (株)日税サービス(札幌) 旭川営業所

(株)日税サービス(札幌) 取締役・監査役

(株)日税サービス西日本 熊本営業所 (株)日税サービス(大阪) 本社

(株)日税サービス西日本 北九州営業所

日税グループは、税理士先生とその関与先様のために
 ワンストップサービスで様々なご相談にお応えします!

株式会社 日税サービス
 損害保険・生命保険
 ● 全税共制度商品
 ● 各税協制度商品
 ● 各種保険コンサルティング

株式会社 日税ビジネスサービス
 税理士事務所サポート
 ● 顧問料の集金事務代行
 ● 研修会の企画・運営
 ● 関与先向けソリューション (集金事務代行、eラーニング)

株式会社 共栄会保険代行
 生命保険・損害保険
 ● がん保険・医療保険
 ● 介護保険
 ● 各種保険コンサルティング

株式会社 日税不動産情報センター
 不動産の売買仲介
 ● 売却・購入
 ● 相続対策

株式会社 日税経営情報センター
 資産・事業承継サポート
 ● M&A総合サービス
 ● 民事信託コンサルティング
 ● 経営革新等支援サービス
 ● コンサルティング支援サービス

税理士とその関与先のために
 NICHIZEI GROUP
日税グループ

株式会社 日税サービス
 東京都新宿区西新宿1-6-1 ☎0120-31-2112

〈子会社・関連会社〉
 株式会社日税サービス(札幌) ☎011-631-7371 株式会社日税サービス西日本・福岡本社 ☎092-474-2471
 株式会社日税サービス(大阪) ☎06-4794-0071 株式会社日税サービス西日本・北九州営業所 ☎093-932-5888
 株式会社日税サービス中国 ☎082-244-3441 株式会社日税サービス西日本・熊本営業所 ☎096-371-7151

法人税の「実質所得者課税」を巡る税金トラブルで、令和4年1月12日、国税不服審判所が納税者に軍配を上げたことが分かった。

この事案は、不動産会社が、宅地建物取引業の免許を取らせた子会社の不動産業務を手伝う一方で、子会社の口座から現金を引き出していたというものだ。税務署は、子会社の収入は実質的に親会社のものと認定し、青色申告承認の取り消しや法人税等の更正処分等をしたことで争いになった。

裁決書によると、その子会社は平成21年に親会社を買収され、親会社の代表が子会社の取締役就任。そして、平成23年には親会社の代表者専属の運転手を子会社の代表に抜擢したほか、親会社の宅地建物取引士を子会社に移動させた。子会社は不動産売買や仲介取引のほか、ハウスメーカーなどから依頼を受けて地主との交渉、物件の調査などを行い、親会社は契約書や重要事項説明書の作成等について自社の従業員等にも手伝わせた業績を上げた。

子会社は確定申告において業務収入を計上するとともに、平成25年からの5年間、すでに持っていた欠損金を所得から控除した。なお、同社は後に清算されている。

この処理に対して税務署は、実質所得者課税の原則に基づき、子会社の業務収入は親会社のものであると判断。親会社は業務収入

子会社 or 親会社 どちらの収入？ 「実質所得者課税」で 納税者に軍配

を申告しなかったとして令和2年3月、青色申告承認の取消や、青色申告を前提とする特別措置の否認を含む法人税や消費税の更正処分等を行った。税務署は、事実関係を次のように認定している。

- ①不動産の知識に乏しい運転手を名義だけの子会社代表にしたこと
- ②子会社の従業員だけでは不動産業務はできず、親会社の従業員等により取引が行われており、親会社が主体的に業務を行っていたこと。
- ③子会社の宅地建物取引士の給与は親会社が平成23年から5年間負担していたほか、子会社名義の契約書等は親会社のパソコンで作製されていたこと
- ④子会社代表が親会社代表の指示により子会社口座から現金を引き出していたこと。
- ⑤子会社代表を含む関係者のなかでは、親会社が取引を主体的に行っていたと認識されていること。

親会社は、処分を不服として審判所に審査請求に及んでい

る。争点は、子会社における収入は実質的に親会社に帰属するかどうか。

審判所はまず、法人税の実質所得者課税の原則（法人税法第11条）の規定について「法律上の所得の帰属の形式とその実質が異なるときには、実質に従って租税関係が定められるべきであるという租税法上の当然の条理を確認的に定めたもの」として、適用にあたり「収入の帰属者が誰であるかは、本件法人（子会社）の事業の経緯、本件取引（子会社の取引）に係る業務の遂行状況、当該業務に係る費用の支払状況などの事実関係を総合して、業務の主体が誰であるかにより判断する」との考え方を示した。

そして事実の確認では、子会社口座から出金された現金は、子会社代表への貸付と処理されていたことなどを追加。また、審判所は子会社代表等の申述の信用性について検討した。

具体的には、税務調査の際に子会社代表が申述した、ア）親会社代表から口頭で指示され、私が子会社口座から出金し、その全額を親会社代表に手渡しする仕事があった、イ）仲介手数料などは

子会社の行った仕事の入金ではない——といった内容が、その後全面的に修正されたことに着目。その修正では、子会社代表は「A：子会社代表者は親会社代表と共同で仕事をしていたこと、B：子会社口座から現金を払い出す際は、子会社代表の判断で行っていたこと、C：子会社収入はすべて子会社代表が行った取引に関するものであり、親会社が行ったものは含まれないこと、D：親会社代表との間で金銭トラブルがあり、悪感情から親会社が不利になることを認めた」と申述しており、審判所は「（修正後の）申述を積極的に否定すべき事情は認められず、上記（修正前）の申述を的確に裏付ける証拠資料もない」として修正前の子会社代表の申述は信用できないとした。

これを受けて審判所は、（1）親会社と子会社は業務上密接な関係にあったが、繰越欠損金を利用したことのみをもって、運転手を子会社代表にした目的が、親会社が税金を不当に免れるためとはいえない、（2）子会社の取引につき親会社が主体となって業務を遂行していたとは認められない、（3）子会社代表への貸付金の存在を否定する証拠はなく、子会社口座から引き出された現金が親会社に渡ったと認めるに足る的確な証拠もないため、親会社が問題の取引に係る収益を享受していたことは認められないと判断。子会社の収入は親会社に帰属するとは認められないとして、税務署の処分を全部取り消している。

サザビーリーグ

株の売却益を巡る 税金バトル 課税処分を 取り消し

生活雑貨ブランドを運営するサザビーリーグの創業者が、非上場の種類株式の譲渡価額を巡って低額譲渡かどうかを争った審査請求で、国税不服審判所は今年1月、低額譲渡には当たらないとして、巨額の追徴を取消していたことが分かった。

これは、上場していたサザビーリーグの株式を、A投資会社（設立は創業者の親族）が公開買い付け（TOB）する際、創業者により設立された外国法人が買付

資金のためA投資会社に出資したことにより取得したA投資会社の「取得条項付きの株式」が焦点となったもの。

外国法人は、TOB後にサザビーリーグを併合したA投資会社にA投資会社の株式を売却した。ただし、外国法人はタックスヘイブン税制の対象の特定外国子会社等となっていたため、創業者はA投資会社が譲渡した株式に係る利益も合算して確定申告を行った。しかし、税務当局は問題の株式の譲渡価額が低すぎるとして純資産価額方式で株価を求めて更正処分等をしたことから争いとなった。

裁決書によると、主な争点は、問題の株式の譲渡対価が時価と比べて低額かどうか。

国税不服審判所は、A投資会社の株式は上場されておらず、気配相場もなく、また、売買実例のある株式または公開途上にあ

る株式でもないと確認。同社株式について「一般的な取扱いからすれば、A投資会社が非上場株式であったとしても、直ちに純資産価額を基礎とすることが合理的であるとはいえない」と指摘した。

そのうえで国税不服審判所は、一般的な取扱いならば、A投資会社の株式は大会社に当たり原則として類似業種比準方式によって評価されるが、「取得条項付の議決権に制約のある株式の時価については、確立された評価方法があるわけではなく、議決権の制約や現金による取得条項が、普通株式の時価との関係で減価要因にもなるという見解もあることを考慮すれば（中略）原処分庁の主張（国税不服審判所の試算額の8倍の価額）を認めることは、明らかに困難なことといわざるを得ない」と判断している。

会計事務所が知っておきたい 中小企業向け補助金



水谷 翠 税理士

令和4年3月21日にまん延防止等重点措置が終了したことで、コロナ禍の経済立て直しのための給付金・助成金等の制度は一段落しました。これからは企業自身がウィズコロナ・アフターコロナの新たな社会ニーズに対応して経済活動を行っていく必要があります。これに対して国等では、新たな事業への挑戦や、事業の効率化、事業撤退等に対して補助金制度を準備しています。

会計事務所では、クライアントから新しい事業活動についてご相

談を受ける機会もあるかと思います。ここでは、令和4年度後半に公募が予定されている中小企業に人気のある補助金5種類の情報を紹介します。

※この他にも様々な補助金制度がありますので、さらに調べたい方は独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する中小企業経営者の課題解決をサポートする最新の支援情報が掲載されたJ-Net21 (<https://j-net21.smrj.go.jp/snavi/index.html>) をご参照ください。

こんなクライアントは いらっしゃいませんか？

- ・ウィズコロナに対応した新しい事業を立ち上げたい
- ・ウィズコロナに対応して既存事業を撤退したい
- ・グリーン分野で投資を行い成長したい

●事業再構築補助金

概 要	新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援
補助対象経費	建物費、機械装置・システム構築費（リース料を含む）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費
補助金額	【通常枠】 100万円～8000万円 【大規模賃金引上枠】 8000万円～1億円 【回復・再生応援枠】 100万円～1500万円 【最低賃金枠】 100万円～1500万円 【グリーン成長枠】 100万円～1.5億円

※令和4年度後半に第7回、第8回の公募が予定されています。
※事業再構築補助金の申請には経営革新等支援機関の確認書が必須です。
※建物費には、補助事業実施のために必要となる建物の撤去に要する経費や賃貸物件等の原状回復に要する経費も含まれます。例えば既存店舗の仕様変更や撤退の際に活用できる可能性があります。
※グリーン分野とは、次の14分野に関わる事業を行う企業のことをいいます。①洋上風力産業②燃料アンモニア産業③水素産業④原子力産業⑤自動車・蓄電池産業⑥半導体・情報通信産業⑦船舶産業⑧物流・人流・土木インフラ産業⑨食料・農林水産業⑩航空機産業⑪カーボンリサイクル産業⑫住宅・建築物産業／次世代電力マネジメント産業⑬資源循環関連産業⑭ライフスタイル関連産業

こんなクライアントは いらっしゃいませんか？

- ・自社のウェブサイトやECサイトを作りたい、改修したい
- ・創業時に補助金を利用したい
- ・インボイスに対応したPOSレジを導入したい

●小規模事業者持続化補助金

概 要	小規模事業者が自社の経営を見直し、自らが持続的な経営に向けた経営計画を作成した上で行う販路開拓や生産性向上の取組を支援
補助対象経費	機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、設備処分費、委託・外注費
補助金額	【一般型】 〈通常枠〉～50万円 〈賃金引上げ枠〉〈卒業枠〉〈後継者支援枠〉〈創業枠〉～200万円 〈インボイス枠〉～100万円 【低感染リスク型】～100万円 ※最終申請終了

※【一般型】第9回の締切は9／20です。今年度、さらに2回（12月上旬、2月下旬締切）の公募が予定されています。
※創業枠は、産業競争力強化法に基づく特定創業支援等事業の支援を受けることが要件となります。
※小規模事業者とは、以下のとおりです。

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	常時使用する従業員の数5人以下
宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数20人以下

こんなクライアントは いらっしゃいませんか？

- ・新たなニーズに対応する新製品を開発したい
- ・新たなニーズに対応する新たなサービスを開始したい
- ・海外展開に挑戦したい

●ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（ものづくり補助金）

概 要	働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行い生産性を向上させるための設備投資等を支援
補助対象経費	機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費、海外旅費（【グローバル展開型】のみ）
補助金額	【一般型】 〈通常枠〉100万円～1250万円 〈回復型賃上げ・雇用拡大枠〉 100万円～1250万円 〈デジタル枠〉100万円～1250万円 〈グリーン枠〉100万円～2000万円 【グローバル展開型】1000万円～3000万円

※11次公募の締切は8／18です。今年度、さらに2回の公募が予定されています。
※製造業だけでなく、サービス業でも申請ができます。

こんなクライアントは いらっしゃいませんか？

- ・RPA、勤怠・請求システム、クラウド型顧客管理システム、電子カルテ、会計・給与計算システム、原価管理システム、ロボット型接客ツール等の導入を検討したい

●IT導入補助金

概 要	中小企業・小規模事業者等が生産性の向上に資するITツール（ソフトウェア、サービス等）を導入するための事業費等の経費の一部を補助
補助対象経費	【A類型】【B類型】 ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大1年分補助）、導入関連費等 【デジタル化基盤導入類型】 ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分補助）、導入関連費、PC、タブレット、プリンター、スキャナー及びそれらの複合機器等
補助金額	【A類型】30万円～150万円 【B類型】150万円～450万円 【デジタル化基盤導入類型】5万円～350万円 ※PC・タブレット・プリンター・スキャナー及びそれらの複合機器の補助上限額10万円、レジ・券売機等の補助上限額20万円

※通常枠の4次締切は8／8、デジタル化基盤導入枠の7次締切は7／25、8次締切は8／8です。
※IT導入支援事業者は、補助事業者と共に事業を実施するパートナーとして、補助事業者に対するITツールの説明、導入、運用方法の相談等のサポート及び、補助金の交付申請や実績報告等の事務局に提出する各種申請・手続きのサポートを行います。

こんなクライアントは いらっしゃいませんか？

- ・事業承継を契機として新規事業に挑戦したい
- ・M&Aに係る専門家等の経費について補助金を活用したい
- ・再チャレンジをするために、既存事業を撤退したい

●事業承継・引継ぎ補助金

概 要	事業承継・引継ぎ補助金は、事業承継を契機として新しい取り組み等を行う中小企業等及び、事業再編、事業統合に伴う経営資源の引継ぎを行う中小企業等を支援
補助対象経費	人件費、店舗等借入費、設備費、原材料費、産業財産権等調査関連経費（国内・外国特許等取得費）、謝金、旅費、マーケティング調査費、広報費、会場借料費、外注費、委託費、廃業支援費、在庫廃棄費（事故所有物）、解体費（事故所有物）、原状回復費（借用物）、移転・移設費
補助金額	【経営革新】 ～600万円 【専門家活用】 ～600万円 【廃業・再チャレンジ】 ～150万円

※令和3年度補正予算分は公募が終了しましたが、これから令和4年予算分の公募が開始される予定です。

2022年版 中小企業白書

M&Aは過去最高の4280件
支援機関の選び方は慎重に

2022年版中小企業白書（以下、白書）では、経営者の高齢化にともなう事業承継・M&Aについて分析している。

まず、経営者年齢のピーク（最も多い層）を見ると、2000年には「50歳～54歳」だったが、2015年には「65歳～69歳」となっており、経営者の高齢化が年々進んでいる。ただ、2020年を見ると、「60歳～64歳」「65歳～69歳」「70歳～74歳」に分散しており、これまでピークを形成していた団塊世代の経営者が、事業承継や廃業などによって経営者を引退していることがうかがえる。

一方で、70歳以上の経営者の割合は2020年も高まっており、白書では「経営者年齢の上昇にともない、事業承継を実施した企業

と実施していない企業に二極化している」と分析している。

2021年の休廃業・解散件数は4万4377件で、昨年よりは減少したものの依然として高水準の結果となった。白書では「休廃業・解散件数増加の背景には、経営者の高齢化が一因にあると考えられ、引き続き、こうした状況への対応は喫緊の課題」としている。

経営者の高齢化とともに休廃業する大きな要因となっているのが後継者の不在だ。2021年の後継者不在割合は61.5%と6割を超えている。ただ、その割合は2017年の66.5%をピークに微減傾向にあり、M&Aを活用して第三者へ事業を承継するなど、自社の後継者問題を解決するところが少しずつ出てきている。

実際、中小企業でも事業承継の選択肢としてM&Aに対する関心度は年々高まっており、㈱レコフデータの調べによると、2021年における中小企業のM&A件数は過去最高の4280件。これはあくまで公表されている件数であり、M&Aについて未公表のものも一定数存在することを考慮すると、日本国内におけるM&Aはさらに活発化していることが推察される。

こうした状況から中小企業に対するM&A支援機関も年々増加傾向にあるが、白書では「十分な知見・ノウハウなどを有しないM&A支援機関の参入も懸念されつつある」と指摘。これに対する取り組みとして、中小企業庁が2021年8月に「M&A支援機関登録制度」を創設し、中小企業が安

心してM&Aに取り組める環境を整備していることを紹介している。中小企業がM&Aにおいて外部のサポートを受ける際には、まず、M&A支援機関に登録しているかどうかを確認すべきだろう。

企業を売却する際の相手先企業の探し方としては、金融機関や専門仲介機関に探索を依頼するほか、自社で独自に探索するという回答が多いが、「公認会計士や税理士などに紹介を依頼する」という回答も複数回答ではあるが4番目に多い19.7%となっている。

また、M&Aによって企業を売却する際の障壁としては、「経営者としての責任感や後ろめたさ」が最も高く、M&Aの意思決定ではこうした心理的側面が影響してくるようだ。また、「相手先（買い手）が見つからない」や「仲介等の手数料が高い」といった実務的な障壁の割合も高くなっており、白書では「売り手としてのM&Aを支援する仕組みのさらなる充実が期待される」としている。

総務省

自治体にインボイス対応を求める
今年3月調査で理解不十分が判明

総務省はさきごろ、各都道府県に対して適格請求書発行事業者の登録申請等に向けた取り組みを早急に進めることを求めた「消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応に係る留意事項等について（依頼）」を発出した。

今年3月、総務省は全国の都道府県・市区町村を対象にインボイス制度への対応に係る準備状況について調査を行ったが、その回答の中でインボイス制度や消費税制度についての理解が不十分と思われるものが相当数見られた。そこで、適格請求書発行事業者の登録申請期限が迫っていることも

あり、今回の通知が行われた。

通知の内容としては、まず、国または地方公共団体の一般会計に係る業務として行う事業は、消費税法により、課税売上に対する消費税額と課税仕入れ等に対する消費税額を同額とみなすこととされており、一般会計については消費税の申告義務がない。

しかし、インボイス制度の導入後に地方公共団体の一般会計から課税仕入れを行う事業者は、一般会計がインボイス制度に対応しない場合、仕入れについて仕入税額控除を行うことができなくなり、消費税の負担額が増加することになる。したがって、これらの

負担の発生を防ぐ観点から、一般会計においてはインボイス制度に対応するよう呼び掛けている。

また、地方公共団体の特別会計では、現時点で課税事業者である特別会計と免税事業者である特別会計があるが、いずれの場合も一般会計と同様、インボイス制度導入後において特別会計がインボイス制度に対応しない場合、特別会計から課税仕入れを行う事業者は、仕入れについて仕入税額控除ができなくなり、消費税額の負担額が増加する。そのため、いずれの特別会計においてもインボイス制度に対応するようお願いしている。

長崎市 来年4月を目途に
「宿泊税」をスタート

総務省は長崎県長崎市から協議があった宿泊税（法定外目的税）の新設について6月24日付けで同意したことを公表した。

納税義務者は旅館やホテル、簡易宿所などの宿泊者のほか、住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊者。修学旅行などは非課税となる。

宿泊者1人1泊につき、宿泊料金が1万円未満の場合は100円、1万円以上2万円未満の場合は200円、2万円以上は500円を徴収する。長崎市では初年度約4億円、平年度約4.4億円の税収を見込んでおり、令和5年4月を条例施行の目途としている。

税理士先生のコンサルティングをご支援する

日税経営情報センター

“

関与先様へのコンサルティング業務において
こうしたお悩みやニーズはございませんか？

- 効果的な事業承継対策を知りたい
- 社長の後継者不在の悩みを解決したい
- 関与先の株価算定を手伝ってほしい
- 関与先の資産承継の”想い”を叶えたい



“ ”

まずは**無料相談**にてご相談内容を詳しくお伺いさせていただきます。その後、税理士先生や関与先様と今後の進め方などを話し合いながら最後まで責任をもってお手伝いいたします！
些細なことでもお気軽にお問い合わせください！

(株)日税ビジネスサービス
お問い合わせ (株)日税経営情報センター TEL:03-3345-0600
✉ consulting-nk@nichizei.com 【営業時間】9:00～17:30 ※土日祝を除く

“ 日税経営情報センターに
ぜひ、ご相談ください！ ”

スキームの提案から実行まで幅広くご支援

「日税事業承継支援サービス」

最終契約まで一貫してサポートいたします

「日税M&A総合支援サービス」

非上場株式の株価算定はおまかせください

「日税株価算定支援サービス」

資産承継における民事信託活用のお手伝い

「日税民事信託コンサルティングサービス」

「認定経営革新等支援機関」に認定
「M&A支援機関登録制度」に登録

安心してご相談ください！ ”

(株)日税経営情報センターのホームページに
事業承継や信託に関するコラムを連載中！

<https://nbs-nk.com/>



消費税の簡易課税制度 選択不適用の手続きミスに注意!

不動産業者の場合、家賃収入など消費税が非課税売上のもので多いため、創業当初に消費税の簡易課税制度選択届出書（以下、届出書）を税務署に提出して、本則課税より有利な届出書を選択するケースは少なくない。ただ、届出書を提出したのが何十年も前となると、提出したこと自体を忘れてしまい、消費税額を算出する際にトラブルが起きることがある。

たとえば、事業用不動産の貸付などを主軸とする不動産業者が、30年ほど前に消費税の届出書を提出したことを忘れていてトラブルになったケースがある（東京地裁・令和4年4月12日請求棄却、現在控訴）。その不動産業者は、ビルの建替えなどで課税売上高が3000万円弱となった基準期間に対応する課税期間について、本則課税の計算でおよそ2500万円の還付申告をしたところ、その課税期間は簡易課税が強制適用されるとして税務署から約480万円の追徴を受けたという事例だ。

簡易課税制度とは、課税期間（法人の場合は事業年度）の前々期間（基準期間）の課税売上高が5000万円以下である場合、課税期間の消費税計算について、課税売上高に係る消費税額に「みなし仕入率」を乗じて納付すべき消費税額を求めるもの。みなし仕入率は、事業形態により第1種事業から第6種事業までの6つの事業区分で決められており、事業の課税売上高に対して、それぞれのみなし仕入率を適用して仕入税額控除を計算する（表参照）。

一方、本則課税では、課税売上高に係る消費税額から課税仕入れにかかる消費税額を控除して納付すべき消費税額を求める。簡易課税は、課税仕入れに係る消費税額を計算する必要がなく、言葉のとおり簡易な方法といえるが、簡易課税を適用するには、適用したい課税期間前に所轄税務署に届出書を提出する必要がある。そして、簡易課税から本則課税に戻したい場合は、「簡易課税制度選択不適用

届出書（以下、不適用届出書）を出さなければならない。この不適用届出書の提出をすっかり忘れてトラブルになるケースが多く、今回の不動産業者の事例もそのひとつだ。

判決によると、主な事実関係は次のとおり。

1. 不動産業者は、平成元年に「届出書」を税務署に提出した。
2. 平成10年以降、売上高が増加し（5億円や2億円を超えたことはない）、消費税は「本則課税」で申告していた。
3. 平成20年頃、経理担当者が交代となったが、売上が下がることは考えられず、簡易課税については引継ぎが行われなかった。
4. 課税期間の変更を行い、平成28年2月1日から平成29年1月31日の課税期間（問題の基準期間）とし、次に平成29年2月1日から平成29年3月31日までを1つの課税期間とし、次の課税期間を平成29年4月1日から平成30年3月31日（平成30年3月期・問題の課税期間）とした。
5. この間、不動産業者は本社ビルの建替えなどを行い、基準期間の課税売上高が3000万円弱となり5000万円を下回った。問題の課税期間について、不動産業者は本則課税計算で2500万円ほどの還付申告をした。
6. しかし、税務署は平成30年3月期の消費税につき、簡易課税を強制適用し、消費税等約480万円を追徴した。

東京地裁は、「簡易課税の趣旨はあくまで中小事業者の事務負担の軽減であって、課税期間終了後に簡易課税の適用の有無を任意に選択することによって税負担の回避・軽減を図ることまで許容する趣旨ではない」、「事業者が事務負担の軽減を重視して簡易課税を選択し、やむを得ない事情がないのに提出期限までに不適用届出書を提出しなかった結果、ある課税期間の消費税額が、本則課税の場合に比べて予想以上に増加することが後に判明した場合であっても、遡って簡易課税の



（表）

事業区分	みなし仕入率
第1種事業（卸売業など）	90%
第2種事業（小売り業など）	80%
第3種事業（農業・建設業など）	70%
第4種事業（第1、2、3、5、6種事業以外）	60%
第5種事業（運輸通信業など）	50%
第6種事業（不動産業）	40%

不適用を選択することができるわけではない」などと説示。そして、「届出書が提出されていることに気付かなかった」ことはやむを得ない事情に当たらないとして納税者の言い分を退けている。

他山の石とはいえ、建物の建替えなどで課税売上高に大幅な変動が予測されるような場合は、過去に届出書を提出していないかどうか、引継ぎにミスはないか、念入りに確認しておきたい。

美術品の 相続・資産 評価

日本全国
お伺いします。



物件確認

▶▶▶

評価作業

▶▶▶

納品

相続物件が美術品に該当するかどうかの仕分け作業をおこないます。点数が多い場合などは、評価対象物件の絞り込みもいたします。

対象物件のコンディション、サイズ、真贋、付属品などのチェックを行い、評価いたします。※真贋鑑定のみ、また真贋鑑定書の発行はいたしません。

弊社では関与先のお悩みやご要望に応じたアドバイスをいたします。お気軽にお問い合わせください。

日本税理士協同組合連合会指定会社
東京都弁護士協同組合特約店
株式会社 **美研鑑定**
総合美術 保険評価

お問い合わせは、日本税理士協同組合連合会の事務代行社
(株)日税ビジネスサービスへ(株式会社 美研鑑定より折り返しご連絡いたします。)

TEL.03-3345-0888
ホームページ <http://www.nichizei.or.jp/service/f06.html>

評価対象物件

絵画(洋画・日本画)／版画／掛軸、書画、屏風／
茶道具／日本陶磁器／西洋陶磁器／東洋陶磁器／
ガラス製品／彫刻／工芸品／宝飾品／宝飾時計／
オルドヴァイオリン、アンティーク楽器／
アンティーク家具、高級家具／ヴィンテージワイン／
絨毯／着物／骨董品／現代美術 ほか



路線価2年ぶりに上昇 新型コロナの影響緩和

路線価の対前年変動率(%)					
	4年分	3年分		4年分	3年分
北海道	4.0	1.0	滋賀	▲0.8	▲1.2
青森	▲0.4	▲0.9	京都	0.2	▲0.6
岩手	▲0.2	▲0.4	大阪	0.1	▲0.9
宮城	2.9	1.4	兵庫	▲0.2	▲0.8
秋田	▲0.6	▲0.9	奈良	▲0.7	▲1.1
山形	▲0.1	0.0	和歌山	▲1.3	▲1.2
福島	0.5	▲0.1	鳥取	▲0.7	▲1.3
茨城	▲0.6	▲0.7	島根	▲0.4	▲1.0
栃木	▲0.5	▲1.1	岡山	0.3	▲0.4
群馬	▲1.0	▲1.0	広島	0.9	▲0.3
埼玉	0.4	▲0.6	山口	0.1	▲0.1
千葉	0.8	0.2	徳島	▲0.9	▲1.3
東京	1.1	▲1.1	香川	▲0.9	▲1.1
神奈川	0.6	▲0.4	愛媛	▲1.1	▲1.4
山梨	▲0.8	▲1.1	高知	▲0.4	▲0.9
新潟	▲0.7	▲0.9	福岡	3.6	1.8
長野	▲0.4	▲0.5	佐賀	1.1	0.4
富山	▲0.4	▲0.8	長崎	0.5	▲0.8
石川	0.2	▲1.3	熊本	0.6	0.1
福井	▲0.9	▲0.8	大分	0.1	▲0.1
岐阜	▲0.9	▲1.4	宮崎	▲0.4	▲0.6
静岡	▲0.7	▲1.6	鹿児島	▲0.6	▲1.1
愛知	1.2	▲1.1	沖縄	1.6	1.6
三重	▲0.9	▲1.2	全国	0.5	▲0.5

国税庁が7月1日に発表した路線価（令和4年1月1日時点）によると、全国平均の変動率は前年比0.5%プラスとなり、2年ぶりの上昇。コロナ禍からの影響が少しずつ緩和され、全体としては上昇傾向となった。ただ、大阪など海外からのインバウンド需要減退の影響を大きく受けた地域で下落が続く一方、国内観光客の人流が戻り始めた地域では回復の兆しもある。全国的には上昇と下落が交差し、まだら模様の回復となっている。

路線価は、相続税、贈与税に係る土地等の評価額の基準となる。原則として公示地価を基にした「時価」の8割程度を1年間の目安として定めているもの。年の途中で土地の実勢価格が大幅に下落し、路線価が「時価」を上回った場合、必要以上の納税額とならないよう、不動産鑑定士による鑑定評価額を基にした個別評価が行われている。

今回、最高路線価が上昇した都道府県庁所在都市は15都市（前年比7増）で、横ばいは16都市（同1減）、下落は16都市（同6減）。コロナ禍からの回復を受けて、上昇都市の多くでは前年から上昇率の拡大が見られる一方、下落都市では下落率の縮小および拡大が入り混じる。

全国トップだったのは、東京都中央区銀座5丁目銀座中央通り（鳩居堂前）で1㎡当たり4224万円（同1.1%下落）。2年連続で下落したものの、37年連続の最高価額。2位は大阪市北区角田町御堂筋の同1896万円（同4.0%下落）、3位は横浜市西区南幸1丁目横浜駅西口バスターミナル前通りの同1656万円（同3.0%上昇）となり、上位16位まで前年と同じ順位だった。

再開発で上昇率が拡大

都道府県庁所在都市の中で最も上昇率が高かったのは、千葉市中央区富士見2丁目千葉駅前大通りで1㎡当たり124万円（同5.1%上昇）。これは駅前が進む再開発による影響が大きく、前年よりも上昇率が拡大した。この

ほか、札幌市中央区北5条西3丁目札幌停車場線通り（1㎡当たり616万円、同4.8%上昇）、広島市中区胡町相生通り（同329万円、同3.5%上昇）が上昇率の上位となっている。

一方、下落率が最も大きかったのが神戸市中央区三宮町1丁目三宮センター街（同490万円、同5.8%下落）。前年比9.7%下落した21年路線価から下落率は縮小したものの、コロナ禍の影響で歓楽街の接待飲食は顧客回復が遅れ、店舗の収益性低下がうかがえる。

都道府県別の平均変動率については、「上昇」が20都道府県（同13増）、「下落」が27県（同12減）、「横ばい」はゼロ（同1減）だった。上昇率が全国で最も高かったのは、北海道の4.0%上昇（同3.0ポイント増）。さらに宮城県2.9%上昇（同1.5ポイント増）や福岡県3.6%上昇（同1.8ポイント増）と政令市を有するエリアの好調さがうかがえる。

海外からのインバウンド需要でにぎわった観光地の回復は、国内観光客の取り込みの差で明暗が分かれた。東京都台東区浅草1丁目の雷門通り（3590万円、同1.1%上昇）と上昇に転じる一方、大阪府大阪市中央区心斎橋筋2丁目の心斎橋筋（1416万円、同10.6%下落）は二桁減が続いている。

今後の地価動向を占うマクロの経済状況を見ると、今年1月から6月まで20円以上の円安が進み、異例の速いペースで円が弱くなっている。円安は海外からの不動産資金流入の面ではプラスに働く。海外からの資金需要を

路線価と土地の評価



集めやすい都心部や、再開発が進む地方政令市などは、海外からのビジネスや観光需要の受け皿となるインフラ整備が進み、円安の恩恵を受けられそう。一方、これらの地域以外では、円安による国内景気悪化のリスクにさらされ、地価回復基調は足踏みになると見られる。

都心のオフィスは弱含み

コロナ禍でも好調を続けてきたマンション市況も転換を迎えたかもしれない。7月から三菱UFJ銀行など大手銀行5行の住宅ローン金利が上昇した。長期金利の上昇を受けたものだ。日銀は金融緩和政策を変更する意思がないことを明確にしているが、インフレによる金利上昇圧力は強まっており、低金利がどこまで維持できるのか不透明感が漂う。

オフィス市況については、23年に大量供給を控える。東京・虎ノ門エリアや渋谷エリア、八重洲エリアなどで再開発ビルが相次いで竣工・本格稼働を迎える。これらの新規供給オフィスのリーシングは堅調のようだが、その一方で、移転した後のオフィスが埋まらない「二次空室」の問題が本格化しそうだ。特に、在宅勤務の普及によりオフィス需要は弱含んでいる。

東京都心の商業地では地価の下落傾向が続いている。こうした状況から飲食など店舗需要の回復も先が見通せず、現時点でも東京都心ではオフィスビルに飲食店の空き区画が点在する。

日税ジャーナル

日税グループのホームページ <https://www.nichizei.com/>

2022年・夏号
(2022年7月15日発行)
(年4回1月・4月・7月・10月発行)

発行：日税グループ 〒163-1529 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー29階
TEL: 03-3340-6494 FAX: 03-3340-6495

本紙へのご意見・ご要望は、企画広報部へお願いします。 TEL: 03-3340-4488